

岡山県立 興 陽 高等学校 部活動に係る活動方針

1 目 標

- (1) 好ましい人間関係の構築する力や自己肯定感，責任感，連帯感を涵養し，社会人として活躍できる生徒の育成を目指す。
- (2) 顧問の熱心な関わりの中で，生徒の自主的，自発的な活動を目指し，自ら目標・課題設定を行い，その解決に向けて顧問や仲間と共に考え，判断し，実践していく力を養う。
- (3) 運動部においては，基礎体力の向上，競技力の向上を目指し，仲間と共に努力することの楽しさや喜びを味わいつつ，逞しい体と心の育成に取り組む。文化部においては，生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基盤を養う。
- (4) 積極的に奉仕活動に取り組み，ボランティア精神や感謝の心を育む活動を目指す。

2 本年度の運動部活動

- (1) 休養日及び活動時間について
 - ① 休養日 原則，1週間のうち2日以上 of 休養日（平日1日以上，休日1日以上）を設ける。
 - ② 活動時間 平 日：放課後（おおむね16:00）から下校時刻（夏期：19:30，冬期19:00）までの間で，実活動時間3時間を上限とする。
休業日：実活動時間4時間を上限とする。但し，公式戦や発表会に向けた強化期や基礎体力の鍛練期，基礎力養成期の合宿等はこの限りではない。
 - ③ その他
 - ・定期考査1週間前（土日を含まない）の活動は，放課後から最終下校時刻18:00までとする。
 - ・定期考査中は，放課後から最終下校時刻15:00までとする。
 - ・1週間の実活動時間は，16時間程度を上限とする。但し，公式戦や発表会に向けた強化期や基礎体力の鍛練期，基礎力養成期はこの限りではない。なお，生徒の健康面に配慮し適切な休養日を設定し，オフシーズンの休養期には，まとまった休養日の設定を行う。
- (2) 大会参加，県外遠征等
 - ・主催者が学校体育連盟以外の大会に参加する場合や，県外遠征等を計画する場合は，大会参加等許可書を提出すること。

3 その他

- (1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組
 - ・顧問は，生徒の成長をサポートするために，やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに，いかなる理由があっても，体罰・ハラスメント等は決して許されないものであるとの認識を持ち，学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
 - ・5月、10月に部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。
- (2) 部活動顧問会議（研修会の実施等）について
 - ・年度当初に顧問会議を開催し，前年度の実績，当年度の計画，部費の確認，活動方針の確認等行う。
 - ・必要に応じて，生徒指導課の判断で，適宜顧問会議を開催する。
- (3) 部費の取扱について
 - ・原則通帳管理，出納簿の作成，決算報告書の作成を行い，管理職に提出する。
但し，保護者会を設置する運動部については，会計報告，保護者役員による監査報告を行う場合，この限りではない。

岡山県立 興 陽 高等学校 部活動に係る活動方針（生徒・保護者用）

1 目 標

- (1) 好ましい人間関係の構築する力や自己肯定感，責任感，連帯感を涵養し，社会人として活躍できる生徒の育成を目指す。
- (2) 顧問の熱心な関わりの中で，生徒の自主的，自発的な活動を目指し，自ら目標・課題設定を行い，その解決に向けて顧問や仲間と共に考え，判断し，実践していく力を養う。
- (3) 運動部においては，基礎体力の向上，競技力の向上を目指し，仲間と共に努力することの楽しさや喜びを味わいつつ，逞しい体と心の育成に取り組む。文化部においては，生徒が生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基盤を養う。
- (4) 積極的に奉仕活動に取り組み，ボランティア精神や感謝の心を育む活動を目指す。

2 本年度の運動部活動

休養日及び活動時間について

- ① 休養日 原則，1週間のうち2日以上 of 休養日（平日1日以上，休日1日以上）を設ける。
- ② 活動時間 平 日：放課後（おおむね16:00）から下校時刻（夏期：19:30，冬期19:00）までの間で，実活動時間3時間を上限とする。
休業日：実活動時間4時間を上限とする。但し，公式戦や発表会に向けた強化期や基礎体力の鍛練期，基礎力養成期の合宿等はこの限りではない。
- ③ その他

◆運動部での実活動時間とは，身体的トレーニング効果が期待される時間のことで，移動，準備，片付け，ミーティングは含みません。

◆本校は実習等の兼ね合いから練習開始時間が揃わないこともあるので，生徒一人ひとりの実活動時間が規定の時間を超えないようにします。

◆休業日とは週末の休業日に加え，長期休業日や考査後休業日も含みます。

- ・定期考査1週間前（土日を含まない）の活動は，放課後から最終下校時刻18:00までとする。
- ・定期考査中は，放課後から最終下校時刻15:00までとする。
- ・1週間の実活動時間は，16時間程度を上限とする。但し，公式戦や発表会に向けた強化期や基礎体力の鍛練期，基礎力養成期はこの限りではない。なお，生徒の健康面に配慮し適切な休養日を設定し，オフシーズンの休養期には，まとまった休養日の設定を行う。

◆活動計画を作成し，活動日誌に記録し活動時間を点検することで，過度な活動とならないようにします。

3 (2) 部費の取扱いについて

- ・原則通帳管理，出納簿の作成，決算報告書の作成を行い，管理職に提出する。但し，保護者会を設置する運動部については，会計報告，保護者役員による監査報告を行う場合，この限りではない。